

廃室発第3号
平成30年4月6日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 廃止措置プロジェクト推進
山内

東海発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成29年11月17日付け東安防発第11号にて届け出ました「東海発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、茨城県の組織改正による組織名称の変更に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

添付資料

東海発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

以上

東海発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (1/3)

読替前	読替後	備考
<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p> <p style="text-align: center;">連絡</p> <p style="text-align: center;">— 電話 - - - FAX</p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p> <p style="text-align: center;">連絡</p> <p style="text-align: center;">— 電話 - - - FAX</p> <p style="text-align: right; vertical-align: middle;">茨城県組織改正に伴うもの</p>	

東海発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (2/3)

読替前		読替後	
<p>別図2-9-2</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p>	別図2-9-2	<p>別図2-9-2</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p>	備考
<p>関係自治体に災害対策本部が設置されている場合には、 別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p>		<p>関係自治体に災害対策本部が設置されている場合には、 別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p>	
<p>茨城県組織改正に伴うもの</p>			

東海発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (3/3)

